

IV 調布市ちょうふの里

第1 基本方針及び経営目標

1 基本方針

利用者一人ひとりの人権を尊重し、尊厳ある暮らしを支援するため、全ての事業において、ケアプラン（介護・機能訓練・栄養）に基づいたサービス提供を意識していく。利用者、家族及び関係者等と連携を密にするとともに、他職種で連携し、利用者個々に適した支援を提供していく。

地域福祉の推進については、公施設としての役割を認識し、地域福祉の拠点として各種会議に参加し、地域の福祉をけん引していくことで、地域住民や関係機関等から信頼され、「選ばれる施設」を目指す。例年実施しているふうりん祭りなど、地域の方々も参加できるイベントでは施設の周知、実施している事業等の案内により、身近で気軽に参加できる施設をアピールしていく。平成28年10月に移行された介護予防・日常生活支援総合事業など制度改正への対応は、行政や他施設と情報交換など行い円滑な実施に努める。また、次期制度改正の動向にも注意し、情報の収集を行っていく。

人材の確保に関しては、各種就職面接会の参加や福祉職養成機関への働きかけ等を行っているものの、応募が少ない状況にある。就職面接会以外にも、幅広く人材の情報を収集し、様々な方策により採用に結び付けていく。また、関係機関と連絡をとり、施設見学会や学校等への訪問PRも工夫し行っていく。人材育成では、昨年度より悉皆で行う研修を取り入れ、広く研修の成果を活かせる環境を整備した。より一層、研修を受講しやすくするため、月間の研修スケジュールの調整や悉皆研修において同じ曜日で実施しないなど工夫を行っていく。実習生の受け入れを積極的に行い、実習生の就職に結び付けていくと同時に講師として職員を派遣することで職員のスキルアップを行う。

開設より二十年が経過し、設備等において更新の時期を迎えている。近年、市予算にて空調設備及び自動火災報知設備の更新を行った。大掛かりな設備に関しては、市と連携を取りながら更新等を行い、改修が必要な部分等に関しては市と協議しながら改修を行っていく。

2 経営目標

各事業の目標値を以下のとおり定め、安定的な事業運営を行う。

| | | |
|----------------------------|----------|--------|
| (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 利用率 | 96.0% |
| (2) 短期入所生活介護事業（単独型ショートステイ） | 利用率 | 100.0% |
| (3) 通所介護事業 | 利用率 | 87.0% |
| (4) 通所介護事業（認知症対応型） | 利用率 | 80.0% |
| (5) 居宅介護支援事業 | ケアプラン作成数 | 141件/月 |

| | | |
|------------|-------------|---------|
| | 予防プラン作成数 | 10件/月 |
| (6) 訪問介護事業 | サービス提供時間数 | 610時間/月 |
| | 障害サービス提供時間数 | 70時間/月 |

第2 重点事項

1 管理課

(1) 事故防止及び感染症予防への対策

事故防止、感染症予防に関しては、施設内研修を活用し、悉皆の研修として全職員が受けられるよう実施していく。研修の開催時期も感染症においては、流行の前段階で実施し、事前の対策を行っていく。

(2) 多様な状態の利用者に対する食事サービスの充実

ア 重度化が進む利用者への対応

介護職や看護職と連携を取りながら、個々の利用者にあった形態の食事を提供するとともに、栄養摂取においても摂取状況を把握し、量や食事内容を工夫するなどマネジメントしていく。

イ 経口栄養摂取への取り組み

昨年より特養にて経口維持加算を算定しており、対象者については歯科医師、医師など他職種との連携により食事の経口摂取を維持している。また、地域嚥下調整食連携事業に参加し、各事業所との連携を図っており、今後も引き続き取り組みを継続していく。

ウ 委託業者との連携

食事の提供において衛生面の安全確保は必要不可欠であり、調理委託業者と十分な意見交換や情報共有を図り、安全で安心な食事を提供する。

(3) 災害に対する備えの充実

災害に関しては、不測の事態に対処するため消防訓練等を実施している。近年、火災に限らず、地震等の天災への対応も求められることから、火災以外の災害も想定し、訓練を実施していく。

(4) 人材確保の取り組み

新たな人材が集まりにくい中、福祉人材の養成機関等の意見を聞き、施設の周知及び募集を行っていく。また、勤務時間等の勤務条件も担当部署と調整を行い幅広く条件を設定し、採用に結び付けていく。

(5) 人材の育成

職員全般として、施設内研修や外部研修に参加することで個人のスキルアップを図っていく。また、福祉人材養成機関の講師を受託することで、教える側の立場で新たな事項を学んでいく。

(6) 実習生の受け入れ

毎年、実習生の受け入れを行っていくことで、各養成機関と定着した受け入

れを行っている。引き続き、受け入れを行っていくことで、より一層各養成機関と連携を密にしていく。

(7) 地域の拠点施設としての役割

イベント等を活用して、近隣施設や自治会の方々に施設活動等を周知し、地域との関わりを一層深めていく。

2 福祉課

(1) 利用者の尊厳の尊重

ア 利用者一人ひとりの尊厳を大切に、「その人らしい」生活が送れるよう支援する。

イ 利用者ニーズを把握し、「今できること」を大切にしたケアプランの作成を心掛け、日々のケアひとつひとつを大切に実践することで、利用者と深い信頼関係を築き心豊かな暮らしに繋げる。

ウ 多職種間で連携して情報共有を図り、職員が共通の認識のもとで利用者の想いを大切に、安心安全な生活の場が提供できるよう利用者に寄りそうケアを実践する。

(2) 利用者支援の充実

ア 日々の暮らしの中で体を動かす機会をつくるため、集団訓練や日常生活訓練などを積極的に取り入れ、利用者相互の交流も図りながら残存能力を活かした生活が送れるよう多職種協働で支援する。

イ 季節に合わせた行事やレクリエーション、バスハイクなどの戸外活動を積極的にを行い、利用者の心身のリフレッシュに繋がるような余暇活動を提供する。

ウ 摂食・嚥下機能の低下により食事の摂取が困難になった利用者であっても、口から食べる楽しみが一日でもながく継続できるよう、口腔・栄養管理に係る取り組みを強化する。

エ インフルエンザやノロウイルスなどの感染症に細心の注意を払い、必要な予防策を講じるとともに、その他の感染症（菌）の正しい知識や情報収集に努め、その対応についてマニュアルの更新をすすめる。

(3) 職員・人材育成の充実

ア サービス提供に必要な最新の知識や情報を得られるよう、施設内・外の研修に積極的に参加する。また、課内研修「さとまる講座」も活用することで、専門職としての資質・技術の向上に努める。

イ 介護職会議を定期開催しケアに関する取り組み課題の明確化と共有化を図り、職員間の良好な関係性を構築しながらチームケアの向上と迅速な課題解決に役立てる。また、主任、副主任会議を継続して行い情報交換を図り、チームの司令塔として多様化する指導方法や課題解決能力のスキル向上に

繋げる。

ウ 将来の福祉の担い手となる様々な人材を育成するために、介護実習や体験学習、福祉雇用や福祉職場サポート業務研修などを受け入れ、後進の育成に積極的に取り組む。

(4) 利用者家族との連携

ア 家族が利用者の日々の様子や援助内容を理解できるように、家族会や面会なども有効に活用し、相互理解と情報共有に努める。

イ 家族カンファレンスを通して家族のニーズや思いを理解し、多職種職員が一体となって利用者の生活を支援する。

ウ 施設行事や外出活動など、各種行事への家族参加を積極的に呼びかけ、家族と協働でより良い生活の場を提供する。

3 高齢者在宅サービスセンター通所部門

(1) 利用者サービスの向上

ア 活動内容の充実（各通所事業共通）

多様な活動プログラムを実施し、利用者一人ひとりのニーズに応えられる幅広いサービスを提供する。

イ 困難ケースの積極的受入

他事業所で受け入れが困難な利用者の積極的な受け入れに努める。また、医療的ニーズの強い利用者の受け入れについても可能な限り対応していく。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

平成28年10月から開始となった介護予防・日常生活支援総合事業への移行について、利用者・家族が混乱しないように努めるとともに、「介護予防」を意識したプログラムを確立し提供する。

エ 社会参加を意識したプログラムの実施（各通所事業共通）

様々な理由から社会参加が少なくなった利用者買い物や外出等の社会参加の場を提供することで生活や習慣を実感してもらい、在宅生活の継続へ繋げていく。

オ 入浴困難者の入浴の実施（各通所事業及び通所入浴事業）

在宅で入浴が困難な利用者の清潔等を確保するために、入浴の場を提供する。また、入浴中は利用者の安全に配慮し「安心」で「安全」な入浴を実施するとともに、「快適」な入浴サービスに努める。

カ 安心・安全の配食と安否確認の実施（配食事業）

配食サービスについては、アレルギー、感染症や食中毒に十分に注意を払い、「安心」で「安全」な食事を提供する。また、同時に利用者の安否確認を行い、緊急時の早期発見等に努める。

(2) 家族介護者支援の充実

家族間交流の場の提供（各通所事業共通）

介護に関わる家族同士の交流の場として「絆の会」を定期的で開催し、悩んでいることや共感できることなど介護による負担やストレスを少しでも軽減できるように努める。

(3) 安定的な運営

ア 利用率の安定（各通所事業共通）

利用者の重度化に伴い、長期入院、施設入所等の理由で急な終結が増えていたため、ケアマネジャー等と連携し迅速に新規利用者の導入を行う。

イ 曜日増加等の対応（各通所事業共通）

曜日増加、入浴利用等、多様な要望に対応できる体制を整える。

(4) 安全で安心できるサービスの推進

ア 緊急時における適切な対応（全事業共通）

利用者の急変時の対応や広域災害時におけるサービス事業所としての役割を持ち、利用者及び家族が安心して利用できるサービス事業所を目指す。

イ 事故防止・再発防止の強化（全事業共通）

事故やヒヤリハットが起きた場合に報告書等を活用して再発防止に努めるとともに、技術的な事項に関しては事例を踏まえて研修等を実施する。

(5) 人材の育成と情報の共有化

ア 研修参加によるスキルアップ

施設内・外の研修に参加することで、個々のスキルアップを図るとともに、研修の発表の場を設けて知識や情報を共有し、よりよいサービスに繋げていく。

イ リーダー職員の育成

高齢者在宅サービスセンターとして、課題解決や協力体制の強化を目的とした主任・副主任の話し合う場を定期的に設けて、リーダーとしての意識を高める

エ 総合的サービスの提供

高齢者在宅サービスセンターとして、総合的なサービスを提供するために、デイサービスとショートステイと連携を密にし、情報等を共有することでサービス利用の満足度アップに努める。

4 高齢者在宅サービスセンター短期入所部門

(1) 更なる個別ケアの充実

ア サービス利用時のご本人の様子を記した利用記録表を家族にとってより分かり易いものとし、少しでも在宅介護に結び付くよう、職員の主観や想像による記載に注意を払い、事実に基づく記録の充実を図っていく。

イ サービス担当者会議への参加はもとよりケアマネジャー、各関係機関への

情報提供や、ケアに基づく働きかけを積極的に行っていくことで、より個別性の高いサービスに繋げていく。

ウ 短期入所生活介護計画書に基づく充実したチームケアの実現やより質の高いサービスを提供していくため、細かな利用者の変化についても家族と連絡を取り合い、それぞれの介護事情に合った対応を心がけていく。

エ 認知症状等、個々の心身の状況に合わせたリスクマネジメントに力を入れ、日々の利用者の変化に注視しながら可能な限り事故の発生を未然に防ぐ。

また、認知症状の強い利用者には居室内環境の設定や工夫により安心、安全な個別性の高いケアを提供し、安定的な利用に繋げていく。

オ 毎年感染症対策が叫ばれる中、利用者の日々の変化にこれまで以上に気を配り、早めの受診や居室変更、更に徹底した感染症対策を実施することで、職員の集団感染への意識を高め、安心して利用いただけるサービスを目指す。

カ 満足度調査により利用者、家族からの思いや要望を汲み取ることで更なるサービスの向上に繋げ、個別性の高いケアを目指す。

(2) 人材育成への取組

ア 職員の職種、経験、立場に即した研修への参加を積極的に推進していくことで、更なる専門性の向上に努める。

イ 在宅サービスの実務的な実態把握や課題の抽出、取り組み、更にはデイサービス、ショートステイ事業の相互理解を深めるため、定期的に主任・副主任レベルで課題解決に繋げていくための会議を実施し、課の中心職員の育成を進める。

ウ 介護・看護業務だけでなく担当となった業務をトータル的に滞りなく進められる力を養うため、経験者とのペアリングを行うなどの工夫により個々のレベルアップを目指す。

エ 年々変化する感染症対策に対応するため、各種マニュアルを活用した課内勉強会などを計画的に企画していくことで、一人ひとりの職員の知識や実践力向上に繋げ、より一層チーム力の強化を目指す。

オ 新たに作成した介護マニュアルや生活相談員マニュアルを活用し、実践していくことで、統一したサービス提供の強化を図る。

(3) 安定的な事業運営

ア 制度改正による特養の入所基準の厳格化により、要介護4以上の利用者の特養入所や、負担増によるサービスの使い控えから毎月の実利用者数の減少が顕著となり、利用率の低下に繋がっているため、これまで以上に新規利用者の受入れに力を入れ、定期利用への働きかけを行うことで毎月の実利用者数の増加を目指す。加えて利用日数増加の働きかけを継続的に行い、可能な限りの利用率向上を目指していく。

イ 各居宅介護支援事業所へ随時状況に合わせた空床情報の提供を行うとと

もに、直接居宅介護支援事業所を訪問し、空床のPRや状況の確認を行っていくことでちょうふの里ショートステイへの意識付けを行い、より多くの方の利用に結び付けられるよう努力する。

ウ これまで同様に積極的な緊急ショートの入入れを行っていくことで市立施設としての役割を果たしていくとともに、近年増加傾向にある胃ろう、ストマ、バルンカテーテル、インスリン等、医療ニーズの高い利用者への対応を強化することで幅広い受入れ体制をアピールし、新たな利用者に結び付けていく。

エ 入院や体調不良による利用直前になってのキャンセルが利用率低下の一つの要因になっていることから、入院などの情報をキャッチした段階で利用直前のキャンセルとならぬよう早めに利用の可否を家族やケアマネと相談し、確実に利用可能な利用者への予約に結び付けていく。

5 地域支援課

(1) 地域包括支援センター

ア 総合相談支援業務の充実

高齢者の総合相談窓口として、多様化する相談に対応できるよう「包括的・継続的ケアマネジメント」、「虐待防止」、「権利擁護」などの地域包括支援センターの基本的な機能の向上を図る。

また、機能強化の一環として、認知症地域支援推進員（医療福祉連携兼任）が中心となり行政と共に認知症の方を地域で支える仕組みづくりに取り組んでいく。

イ 関係機関との連携強化

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みについては、地域包括支援センターが中核となって、「地域ケア会議」や「関係者会議」を企画・開催していく。その会議の中で確認や学びを深めつつ、実際の支援困難ケースや医療依存の高いケースへの協働支援を通じて、地域の医療や福祉機関との連携強化を図る。

また、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、これまで培ってきた地域における関係者とのネットワークを十分に活用していく。介護保険のサービスにとどまらず地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または各制度の利用に繋げていくなどの支援を行っていく。

さらに、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーとの連携により、介護保険外の生活支援サービスや元気高齢者の活動の情報を支援に活かしていく。

ウ 介護保険改正への準備と対応

平成30年度からの制度改正に関しては、改正内容等の情報収集に努め、可能な限り事前準備を進めるとともに、利用者及び家族、関係者等に対しては、情報提供を的確に行う。

(2) 居宅介護支援事業所

ア 経営の安定

出入りの多い状況ではあるが、経営の安定化を図るため、ケアプランの作成件数を最大限確保していく。

また、「特定事業所加算Ⅱ」が継続して、取得できるよう事業所の体制を整備しつつ、必要な算定要件を厳守した上で、自立支援型、機能向上型の視点からサービス担当者会議やモニタリングを行い、質の高いケアマネジメントを実施する。

さらに、「特定事業所加算Ⅱ」の加算要件に追加された、介護支援専門員の実務研修の実習について積極的に受け入れていく。

イ 介護支援専門員の資質の向上

利用者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識や技術を向上させるため、個別の研修計画を作成し、計画的に施設内外の研修に参加していく。

また、ケアプラン点検事業を通じて、各介護支援専門員が学びを深め、より一層「利用者本位」の居宅ケアプラン作成に努めていく。

ウ 地域包括支援センターとの連携強化

併設している地域包括支援センターとの日常的な連携・協働を通じ、主に多岐に渡る課題を有する困難ケースへの対応に当たるとともに、医療・保健・福祉機関との連携を密に行い、利用者本位のケアプランの作成に注力する。

(3) 訪問介護事業所

ア 経営の安定

利用者のニーズに合わせ、迅速な新規利用者の獲得や回数増加等を計画的に行い、総援助時間の増加を図り、収支の安定に努める。

イ 人材の確保と育成

最重要課題として、早急に労働環境が改善できるように、さまざまな媒体を使って登録ヘルパーの必要人員を確保していく。

また、隔月に実施しているヘルパー研修の内容を充実させ、法令順守の大切さや介護技術などの学びを深めていく。

ウ 利用者・家族のニーズに沿ったサービスの提供

利用者と家族のニーズを把握するとともに、居宅ケアプランに沿った訪問介護計画書を作成し、適切なサービスを提供する。

エ 平成30年の介護保険改正に向けての準備

今回の改正は医療制度改正と同時期になるので、大きな改正と予想される。特に訪問介護事業所にとっては、大きな影響が考えられ、利用者が混乱をしないように、関係機関等と連携を取りながら情報収集を行い対応していく。また、変更にあたって必要な事務手続きなどについても遅延なく行っていく。